

参考資料

市町村保健師・行政栄養士について

平成17年3月24日

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会資料

市町村保健師の基礎情報

1. 関係通知	
(1) 地域における保健師の保健活動について（局長通知）：図	1
(2) 地域における保健師の保健活動指針（指導官通知）：図	2
(3) 地域における保健師の保健活動について（局長通知）	3
(4) 地域における保健師の保健活動について（課長通知）	5
(5) 地域における保健師の保健活動指針について（指導官通知）	8
2. 保健師数	
(1) 就業場所別にみた就業保健師数の年次推移	14
(2) 保健師設置状況—都道府県別にみた保健所保健師及び市町村保健師数	15
(3) 人口規模別市町村保健師設置数（市町村数別）	16
(4) 保健師の学校・養成所施設数及び定員の推移	17
(5) 保健師等の学校・養成所卒業者の就業状況の推移	18
3. 市町村保健師に対する研修事業	19
4. 保健師の活動状況	
1) 平成14年度保健事業実施延人員	
(1) 自治体毎	20
(2) 政令市	21
(3) 市町村	22
2) 保健師活動状況	
(1) 比較	23
(2) 政令市・特別区	24
(3) 市町村	25

行政栄養士の基礎情報

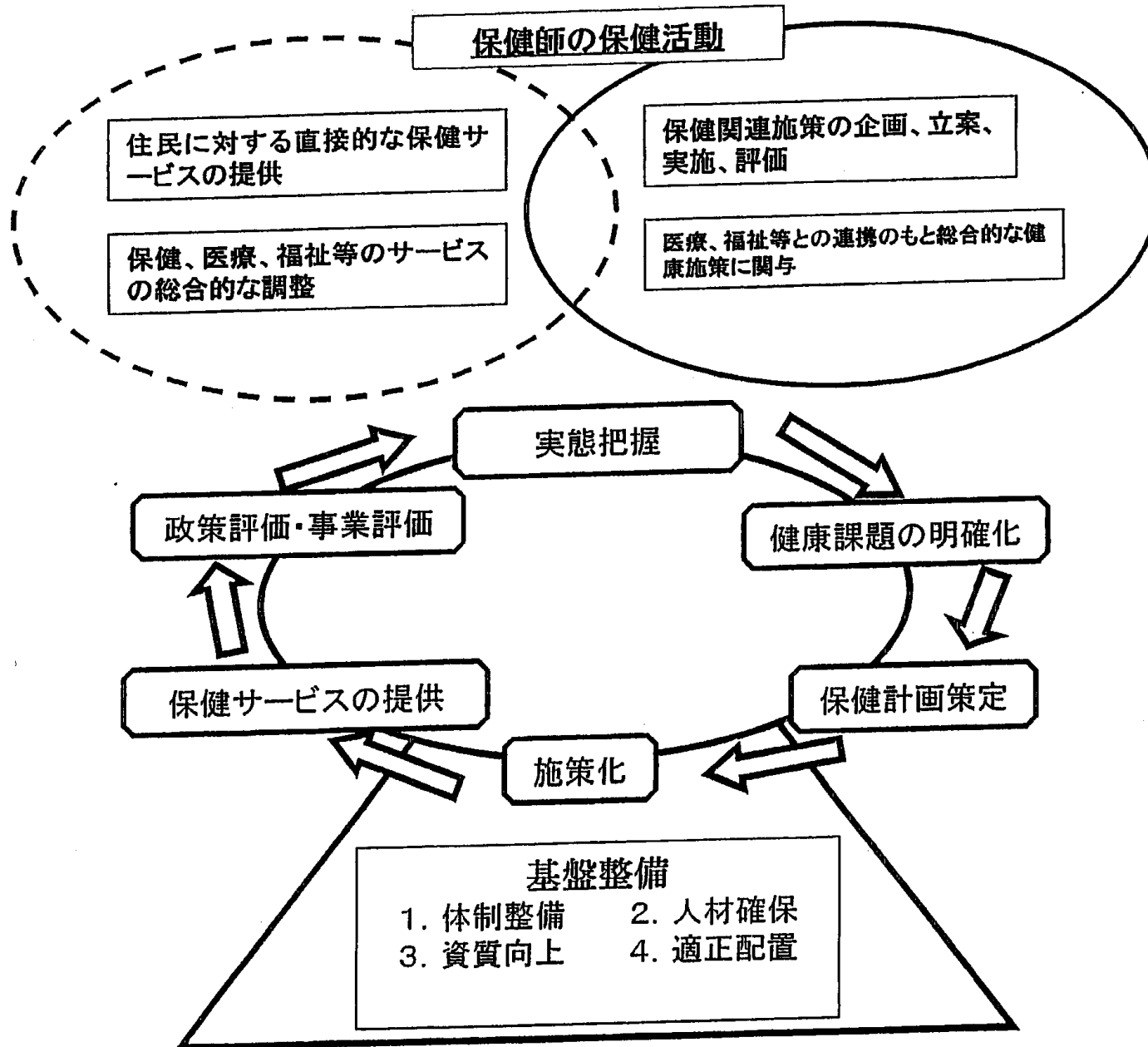
1. 関係通知	
(1) 地域における行政栄養士の業務について（局長通知）	26
(2) 地域における行政栄養士業務の基本指針について（室長通知）	28
2. 行政栄養士数	
(1) 行政栄養士数	38
(2) 市町村栄養士未配置状況	39
(3) 市町村栄養士配置の年次推移	40
(4) ①都道府県栄養士配置状況	41
②政令市栄養士配置状況	42
③特別区栄養士配置状況	43
(5) 栄養士免許交付数、養成施設数等の推移	44
①栄養士免許交付数の推移	
②管理栄養士登録数の推移	
③栄養士養成施設設置状況	
3. 行政栄養士に対する研修事業	45
4. 行政栄養士の活動状況	
(1) 地域における行政栄養士の業務について	46
(2) 市町村栄養士の業務内容について	47

1. 関係通知

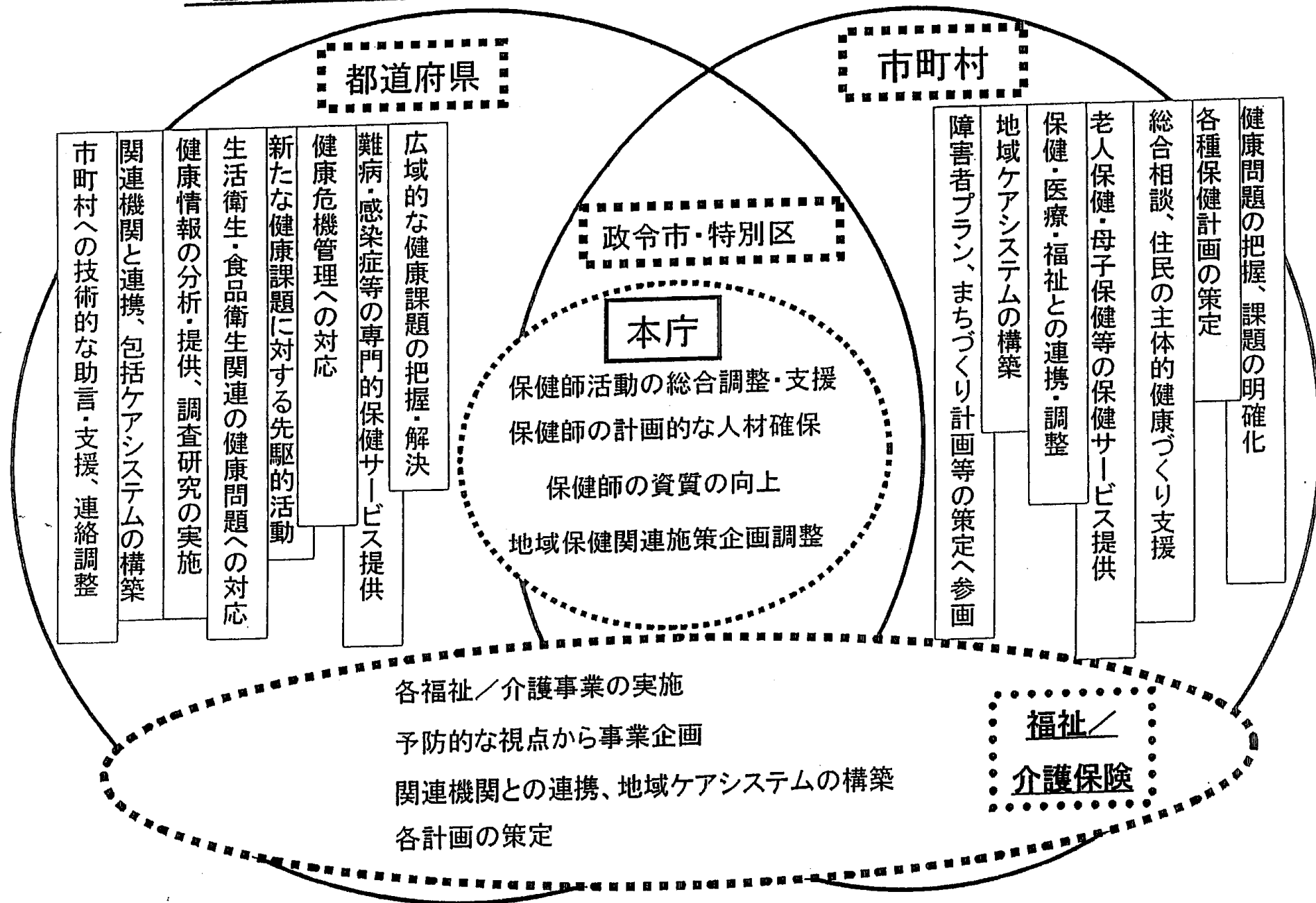
(1) 地域における保健師の保健活動について（局長通知）

地域における保健師の保健活動について

（平成15年10月10日健康局長通知）



地域における保健師の保健活動指針



(3) 地域における保健師の保健活動について (局長通知)

健 発 第 1 0 1 0 0 0 3 号

平成 1 5 年 1 0 月 1 0 日

各

都道府県知事
政 令 市 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康局長

地域における保健師の保健活動について

地域における保健活動は、地域保健法（昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号）及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づき策定された、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 3 7 4 号）により実施されてきたところである。今般、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）の制定により、健康増進活動の強化の方向性が示されたこと、また、介護保険制度が設けられたこと、次世代育成支援対策を推進するために必要な措置が講じられること、精神障害者の保健福祉の充実が図られたこと、障害者の福祉に関する対策に支援費制度が導入されたこと等により、高齢者対策、少子化対策及び障害者対策において、保健、医療及び福祉等の連携及び協働がより重要となってきた。さらに、地方分権の推進により、地域保健活動は、地域の健康課題を主体的に捉えた活動の展開を図っていくことが重要となってきた。こうした状況の変化に伴い、地域保健対策の主要な担い手である保健師の保健活動の在り方も大きく変容しつつある。

これまでの保健師の保健活動は、住民に対する直接的な保健サービスの提供及び保健、医療、福祉等のサービスの総合的な調整に重点を置いて活動してきた。今後はこれらの活動に加え、保健活動を効果的に展開するために、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を行うとともに、保健活動を医療、福祉等との連携及び協働の下に実施するために、総合的な健康施策に積極的に関わる必要がある。

については、下記により地域における保健師の保健活動の充実強化を図られるようお願いする。各都道府県においては、管下市町村（政令市及び特別区を除く。）等に周知を図るとともに、その円滑な実施について遺憾のないようご指導願いたい。

なお、「地域における保健婦及び保健士の保健活動について」（平成10年4月10日付け健医発第653号）は廃止する。

記

- 1 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、保健師が地域の健康課題を明らかにし、住民の健康の保持及び増進のため重要な役割を担うものであることを踏まえ、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を行うことができるような体制を整備すること。また、保健師の保健活動の実施に当たっては、訪問指導、健康相談、健康教育及びその他の直接的な保健サービスの提供、住民の主体的活動の支援、健康危機管理、関係機関とのネットワークづくり、包括的な保健、医療及び福祉等のシステムの構築、各種保健に係る計画（母子保健計画、老人保健福祉計画、介護保険事業支援計画又は介護保険事業計画等の各種保健計画をいう。以下同じ。）の策定等に保健師が十分に関わることができるような体制を整備すること。
- 2 都道府県及び市町村は、保健師の職務の重要性に鑑み、また、保健、医療及び福祉等の総合的な施策を推進する観点から、保健師の計画的かつ継続的な確保に努めること。
- 3 都道府県及び市町村は、保健師が新たな健康課題や多様化する住民のニーズに的確に対応するために、常に資質の向上を図る必要があることから、保健師の現任教育（研修（執務を通じての研修を含む。））、自己啓発の奨励、地域保健対策に係る部門以外の部門への人事異動その他の手段による教育をいう。以下同じ。）については、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針について」（平成9年自治能第78号）に基づき、各地方公共団体において策定した人材育成指針により、体系的に実施すること。なお、現任教育については、日々進展する保健、医療、福祉等に関する知識及び技術、連携、調整に係る能力、行政運営に関する能力を養成するための実施に努めること。
- 4 都道府県及び市町村は、保健師が住民に対する保健福祉サービスの総合的な提供及び地域における保健、医療、福祉等の包括的なシステムの構築とその具体的な運用において主要な役割を果たすものであることに鑑み、保健師を保健、福祉、介護等の様々な部門に適切に配置するとともに、保健師活動を組織横断的な立場から総合調整し、技術的及び専門的側面から指導を行う地域保健関連施策の企画調整部門等に配置するよう努めること。

健総発第1010001号

平成15年10月10日

各

都	道	府	県
政	令	市	
特	別	区	

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長

地域における保健師の保健活動について

標記については、「地域における保健師の保健活動について」(平成15年10月10日付け健発第1010003号)をもって、健康局長から通知されたところであるが、さらに下記のとおり都道府県及び市町村(特別区を含む。)が留意すべき事項を定めたので、この旨御了知の上、その適切な運用に努められたい。

また、各都道府県においては、管下市町村(政令市及び特別区を除く。以下同じ。)等に対する周知及び適切な指導をお願いする。

なお、「地域における保健婦及び保健士の保健活動について」(平成10年4月10日付け健医地発第33号)及び「地域における保健婦及び保健士の保健活動指針について」(平成10年4月10日付け健医地発第34号)は廃止する。

記

1 一般的留意事項

- (1) 保健師は、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域における健康問題を構成する要素を分析して、地域において取り組むべき健康課題を明らかにし、地域保健関連施策の展開及びその評価を行うこと。
- (2) 保健師は、住民による主体的な健康づくりを支援し、また生活習慣病等の疾病を予防して要医療や要介護の状態になることを防止し、健康で質の高い生活を送ることを支援するために、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等の保健活動を行うこと。
- (3) 保健師は、健康問題を有する住民が、その地域で生活できるよう、保健、

医療及び福祉等の各種サービスの総合的な調整を行い、また、不足しているサービスの開発を行うなど、地域ケアシステムの構築に努めること。

- (4) 保健師は、地域の健康課題を解決するために、住民、関係者及び関係機関等と協働して保健計画等を策定するとともに、それらの計画が適切かつ効果的に実施されるよう保健計画等の進行管理及び評価を関係者及び関係機関等と協働して行うこと。
- (5) 保健師は、これらの活動を適切に行うために、主体的に自己啓発に努め、最新の保健、医療、福祉等に関する知識及び技術、連携、調整や行政運営に関する能力並びに保健、医療及び福祉の人材育成に関する能力を習得すること。

2 活動領域等に応じた留意事項

(1) 都道府県保健所

都道府県保健所に所属する保健師は、保健師以外の保健所職員と協働し、管内市町村及び医療機関等の協力を得て広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。また、精神保健福祉対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策、児童虐待予防対策等において専門的な保健サービスを提供するほか、健康危機管理への迅速かつ的確な対応が可能になるような体制づくりを行い、新たな健康課題に対して、先駆的な保健活動を実施し、その事業化及び普及を図るとともに、生活衛生、食品衛生対策についても、関連する健康問題の解決を図ること。さらに、地域の健康情報の収集、分析及び提供を行うとともに調査研究を実施し、各種保健計画（母子保健計画、老人保健福祉計画、介護保険事業支援計画又は介護保険事業計画等の各種保健計画をいう。以下同じ。）の策定に参画し、広域的に関係機関との調整を図りながら、保健、医療及び福祉等の包括的なシステムの構築を図ること。また、市町村の求めに応じて、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言及び支援並びに連絡調整に努めること。

(2) 市町村

市町村に所属する保健師は、市町村が住民の健康の保持及び増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置づけられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、健康増進、老人保健、介護予防、母子保健、児童虐待予防及び精神保健福祉等の各分野に係る保健サービスを関係者と協働して企画及び立案し、提供するとともに、その評価を行うこと。また、住民の参画及び関係機関等との連携の下に、地域特性を反映した各種保健計画を策定し、当該計画に基づいた保健事業を実施すること。さらに、各種保健計画の策定にとどまらず、障害者プラン及び

まちづくりの計画等の策定に参画し、施策に結びつく活動を行うとともに、保健、医療及び福祉等との連携及び調整を行い、地域ケアシステムの構築を図ること。

(3) 政令市及び特別区

政令市及び特別区に所属する保健師は、前記(1)、(2)及び(5)の活動を併せて行うこと(都道府県保健所の機能のうち、市町村との関係に関する部分を除く。)

(4) 都道府県、政令市及び特別区の本庁

都道府県、政令市及び特別区の本庁の地域保健関連施策の企画調整部門に配置された保健師は、相互に連携し、保健所及び市町村等の保健活動に対して技術的及び専門的側面からの指導及び支援を行うこと。また、保健師の資質の向上に関する現任教育について企画し、実施するとともに、当該地方公共団体の地域保健関連施策の企画、調整及び評価を行うこと。

(5) 福祉分野及び介護保険

障害者及び児童の福祉部門並びに介護保険部門等に所属する保健師(前記(4)を除く。)は、それぞれの部門における事業を実施するとともに、各部門の対象としている住民等の保健福祉に関連するニーズを把握し、地域保健部門及び関係機関等と連携及び協働して、予防的な視点を持って課題を解決するための事業の企画、立案、サービスの実施及び評価を行うこと。また、保健、医療及び福祉等の関係機関とのネットワークを強化し、地域ケアシステムの構築を図るとともに各種の計画策定に参画し、施策化に向けた活動を行うこと。

(5) 地域における保健師の保健活動指針について（指導官通知）

事 務 連 絡

平成15年10月10日

都 道 府 県
各 政 令 市 衛生主管部（局）
特 別 区 保健師指導担当 殿

厚生労働省健康局総務課保健指導官

地域における保健師の保健活動指針について

地域における保健師の保健活動に関する留意事項については、「地域における保健師の保健活動について」（平成15年10月10日付け健総発第1010001号）をもって当局総務課長から通知されたところであるが、さらに、別紙のとおり「地域における保健師の保健活動指針」を策定したので、御了知の上、今後は、この指針に基づいて保健活動の充実を図られたい。

なお、各都道府県においては、管下市町村（政令市及び特別区を除く。）等に対し周知をお願いします。

地域における保健師の保健活動指針

この指針は、地域における保健師の保健活動を活動領域等別に分け、取り組むべき方向について具体的に示したものである。保健師はそれぞれの地方公共団体の行政職員としての職責を担うだけでなく、専門技術職員として相互に連携を図り、また他職種の職員、住民等と連携及び協働して保健活動を行うことが重要である。

1 都道府県保健所

都道府県保健所に所属する保健師は、保健所内の他職種と協働し、管内市町村及び医療機関等の協力を得て広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組むこと。また、精神保健福祉対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策及び児童虐待予防対策等において専門的な保健サービスを提供するほか、健康危機管理への迅速かつ的確な対応が可能になるような体制づくりを行い、新たな健康課題に対して、先駆的な保健活動を実施し、その事業化及び普及を図るとともに、生活衛生及び食品衛生対策についても、関連する健康問題の解決を図り、また、医療施設等に対する指導等を行うこと。さらに、地域の健康情報の収集、分析及び提供を行うとともに調査研究を実施し、各種保健計画（母子保健計画、老人保健福祉計画、介護保険事業支援計画又は介護保険事業計画等の各種保健計画をいう。以下同じ。）の策定に参画し、広域的に関係機関との調整を図りながら、保健、医療及び福祉等の包括的なシステムの構築を図ること。また、市町村の求めに応じて、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整に努めること。

(1) 実態把握（健康課題の明確化）

保健サービスの提供や関係機関と連携した事業等を通して得られた情報、市町村から提供された情報、都道府県保健所が自ら行った調査研究、統計情報等により、地域保健等に関する情報を収集及び分析し、管内の保健需要及び健康問題を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

(2) 計画策定及び施策化

実態把握により明らかとなった地域の健康課題に取り組むために、目標の設定、保健事業の選定及び保健活動の方法等についての検討を行い、該当地域の各種保健計画を策定すること。また、都道府県及び市町村が策定する各種計画の策定に参画又は協力すること。保健計画に盛りこまれた事項について、これを具体化するための企画及び立案を行い、必要な予算を確保し、保健活動の実施体制を整えること。

(3) 保健サービスの提供

地域の各種保健計画に基づき、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織活動の育成及び支援等の活動方法を適切に用いて、住民に対する保健サービスを提供すること。

- ア 精神障害、難病、結核、感染症、エイズ及び児童虐待等の複雑かつ多様な問題を抱える住民に対して、広域的かつ専門的な各種保健サービスを提供すること。
- イ 健康危機管理に関して、健康危機発生時に適切かつ迅速な対応を行うことができるよう、平常時より体制を整えること。
- ウ 生活衛生及び食品衛生に関わる健康問題に対して、他の専門職員と十分に連携を図り、協働して保健活動を行うこと。

(4) 連携及び調整

保健所の管内における保健、医療、福祉、環境、教育及び労働衛生等の関係機関及び関係者の広域的な連携を図るために、保健師以外の保健所職員と協働して協議会等を開催し、その運営を行うこと。また、管内の市町村間の連絡、調整を行うこと。

ア 保健所管内市町村の健康施策全体の連絡、調整に関する協議会等の運営を行うこと。

イ 精神障害、難病、結核、感染症及びエイズ等の地域ケアシステムを構築するための協議会を運営及び活用すること。

ウ 市町村の規模により、市町村単独ではつくりえない健康増進、老人保健福祉及び母子保健福祉に関するネットワークを構築すること。

エ 職域保健及び学校保健等の他制度との連携、調整を行うこと。

(5) 研修（執務を通じての研修を含む。）

市町村及び保健、医療、福祉及び介護等の関係機関に従事する者に対する研修を保健師以外の保健所職員等と協働して企画及び実施すること。

(6) 評価

保健所が行った保健活動について、保健師以外の保健所職員とともに、政策評価、事業評価を行い、保健事業の効果を判定し、必要に応じて保健活動の変更及び新たな施策化を行うこと。

2 市町村

市町村に所属する保健師は、市町村が住民の健康の保持及び増進を目的とする基礎的な役割を果たす地方公共団体と位置づけられ、住民の身近な健康問題に取り組むこととされていることから、健康増進、老人保健、介護予防、母子保健、児童虐待予防及び精神保健福祉等の各分野に係る保健サービスを関係者と協働して企画及び立案し、提供するとともに、その評価を行うこと。また、住民の参画及び関係機関等との連携の下に、地域特性を反映した各種保健計画を策定し、当該計画に基づいた保健事業を実施すること。さらに、各種保健計画の策定にとどまらず、障害者プラン及びまちづくり計画等の策定に参画し、施策に結びつく活動を行うとともに、保健、医療及び福祉等との連携及び調整を図り、地域ケアシステムの構築を図ること。

(1) 実態把握（健康課題の明確化）

保健サービスの提供や関係者及び関係機関等と連携した事業等を通して得られた情報、市町村が自ら行った調査研究、統計情報等により、地域保健等に関する情報を収集及び分析し、地域の保健需要及び健康問題を把握し、市町村において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

(2) 計画策定及び施策化

実態把握により明らかとなった市町村における健康課題に取り組むために、目標の設定、保健事業の選定及び保健活動の方法についての検討を行い、該当市町村の保健計画を策定すること。保健計画に盛りこまれた事項について、これを具体化するための企画及び立案を行い、必要な予算を確保し、保健活動の実施体制を整えること。

(3) 保健サービスの提供

市町村の各種保健計画に基づき、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織活動の育成及び支援等の活動方法を適切に用いて、住民に対する保健サービスを提供すること。

ア 住民の身近な相談者として、総合相談（多様化している保健、医療及び福祉等に関するニーズに対応する総合的な相談事業をいう。以下同じ。）及び地区活動を実施し、また、住民の主體的な健康づくりを支援すること。

イ 健康増進、老人保健、介護予防、母子保健、児童虐待予防及び精神保健福祉等の各種対策に関する保健サービスを提供すること。また、適切な受療に関する指導を行うこと。

ウ 地区住民組織、ボランティア組織及び自助グループ等の育成及び支援を行うとともに協働すること。

エ 健康危機管理に関して、保健所との連携の下、適切な対応を行うこと。

(4) 連携及び調整

保健所や当該市町村の医療、福祉、環境、教育及び労働衛生等の関係者及び関係部局との連携を密にし、総合的な調整を図り、効果的な保健活動の展開を図ること。

ア 老人保健福祉、母子保健、児童福祉及び精神保健福祉等のネットワークや地域ケアシステムの構築を図ること。

イ 健康増進を推進するための健康づくり協議会等を運営及び活用すること。

ウ 保健所との連携の下に、職域保健及び学校保健等と連携した保健活動を行うこと。

(5) 評価

市町村が行った保健活動について、他の職員とともに、政策評価、事業評価を行い、保健事業の効果を判定し、必要に応じて保健活動の変更及び新たな施策化を行うこと。

3 政令市及び特別区

政令市及び特別区に所属する保健師は、上記1、2及び下記5の活動を併せて行うこと（都道府県保健所の機能のうち、市町村との関係に関する部分を除く。）。

4 都道府県、政令市及び特別区の本庁

都道府県、政令市及び特別区の本庁の地域保健関連施策の企画調整部門に配置された保健師は、保健所及び市町村等の保健活動に対して技術的及び専門的側面からの指導及び支援を行うとともに、当該地方公共団体の地域保健関連施策の企画、調整及び評価を行うこと。

(1) 保健師活動の総合調整及び支援を行うこと。

ア 保健師活動指針等を策定すること。

イ 保健師等の学生実習に関する調整及び支援を行うこと。

(2) 保健師の計画的な人材確保を行うこと。

ア 保健師の需給計画の策定を行うこと。

イ 都道府県と市町村（政令市、特別区を含む。）間の保健師の人事交流を人材育成の観点から推進すること。

(3) 保健師の資質の向上を図ること。

ア 地方公共団体の人材育成指針に基づき、職場外研修、職場内研修、人材育成を目的とした保健分野以外の部門への人事異動、保健所と市町村との間の人事交流及び自己啓発を盛り込んだ保健師の現任教育体系を構築し、研修等を企画及び実施すること。

イ 現任教育の実施に当たり、国立試験研究機関、大学等の教育機関等との連携を図り、効果的及び効率的な現任教育を実施すること。

(4) 保健師活動に関する調査及び研究を行うこと。

(5) 事業計画の策定、事業の企画及び立案、予算の確保及び事業の評価等を行うこと。

(6) 所属する部門内の連絡及び調整を行うとともに、高齢者保健福祉、母子保健福祉、障害者保健福祉、国民健康保険、学校保健及び職域保健等の関係部門及び関係機関との連絡及び調整を行うこと。

(7) 健康危機管理における保健活動の調整を行うこと。

(8) 国や都道府県等の保健活動に関する情報を関係機関及び施設に提供すること。

(9) 国民健康保険団体連合会や看護職能団体等の関係団体との調整及び支援を行うこと。

(10) 保健活動推進のため、マスコミ等を活用した広報活動を行うこと。

(11) その他、当該地方公共団体の計画策定及び政策の企画及び立案に参画すること。

5 福祉分野及び介護保険

障害者及び児童の福祉部門並びに介護保険部門等に所属する保健師（前記4を除

く。)は、それぞれの部門における事業を実施するとともに、各部門の対象としている住民等の保健福祉に関連するニーズを把握し、地域保健部門及び関係機関等と連携及び協働して、予防的な視点を持って課題を解決するための事業の企画、立案、サービスの実施及び評価を行うこと。また、保健、医療及び福祉等の関係機関とのネットワークを強化し、地域ケアシステムの構築を図るとともに、各種の計画策定に参画し、施策化に向けた活動を行うこと。

(1) 障害福祉

総合相談、障害福祉活動等から当事者及び家族のニーズを把握し、またケアマネージメント等の個別支援を行い、当事者及び家族の自助グループの育成及びボランティア活動の育成及び支援を行い、地域のネットワークを構築すること。また、医療機関や障害福祉の関係機関等との連携を図り、事業の企画、調整、障害者プランの策定、地域ケアシステムの構築及びノーマライゼーションのまちづくりに向けた活動を行うこと。

(2) 児童福祉

総合相談、関係者及び関係機関からの相談等により児童虐待や思春期に関連した当事者及び家族のニーズを把握し、家庭訪問等を行うことにより、児童の発育、発達及び心身の健康状態の観察し、当該児童に対する支援の必要性を判断するとともに、養育者の心身の健康問題や養育環境等を把握し、家族全体を視野に入れた支援を行うこと。また、支援の必要性に応じて、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関との連携及び協働の下にネットワークを構築し、継続的な家族支援を組織的に行うこと。また、母子保健部門との連携の下に、児童虐待や思春期に関連した問題の発生予防に関する施策の企画及び立案を行い、母子保健計画の策定への参画、地域ケアシステムの構築を行うこと。

(3) 介護保険

支援を必要とする高齢者及び家族に対する総合相談や、要介護認定等に係る業務により利用者のニーズを把握し、予防を念頭に置いた保健福祉事業を企画及び実施し、また複雑かつ多様な問題を抱える利用者の個別支援を介護サービス提供者等と協働して行うこと。また、関係機関との連携及び調整を行い、要介護高齢者のサービス利用の適正化についての助言や、不足しているサービスを把握して、具体的なサービスの活用につなげるとともに、介護支援専門員等に対する研修を企画及び実施し、介護サービス提供者等の資質の向上に努めること。また、市町村や在宅介護支援センターが実施する介護保険事業の関係者及び関係機関等による地域ケア会議に参画し、保健、医療及び福祉等との連携の下に地域ケアシステムの構築を行うこと。さらに、都道府県が策定する介護保険事業支援計画、市町村が策定する介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定に参画するとともに、保健福祉事業や介護保険に関する情報を収集し、その提供を行う等介護保険事業の適切な運用に努めること。